

潟上市 DX 推進計画 (案)

(令和5年度～令和7年度)

令和5年2月時点
秋田県潟上市

潟上市DX推進計画

目次

1. 潟上市DX推進計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の背景と趣旨	1
(2) デジタルトランスフォーメーション（DX）とは	1
2. 国の施策等の動向	2
(1) デジタル社会の実現に向けた重点計画	2
(2) デジタル・ガバメント実行計画	2
(3) デジタル手続法	3
(4) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画	3
(5) デジタル改革関連法	4
3. 本市の現状と課題	5
(1) 人口減少と少子高齢化	5
(2) 本市におけるデジタル化の状況と社会の変化	8
4. 計画の位置付けと期間	9
(1) 計画の位置付け	9
(2) 計画期間及び見直し	10
5. 計画推進のための基本方針	11
(1) DX推進による持続可能な行政運営	11
(2) DX推進による市民サービスの向上	12
(3) DX推進による新たな価値の創出	13
6. 個別の取組事項	14
(1) DX推進による持続可能な行政運営	14
(2) DX推進による市民サービスの向上	24
(3) DX推進による新たな価値の創造	31
用語集	35

1. 潟上市DX推進計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

近年、ICT^{*1}の急速な発展とともに、スマートフォンやタブレット端末等が普及し、誰もがSNS^{*2}の利用などにより情報を容易に収集、発信できるようになりました。また、IoT^{*3}やAI^{*4}・RPA^{*5}、ビッグデータ^{*6}などICTの活用の幅はより一層の広がりをみせています。このような社会におけるデジタル化の進展により、市民のライフスタイルは大きく変容するとともに、そのニーズも多様化してきています。

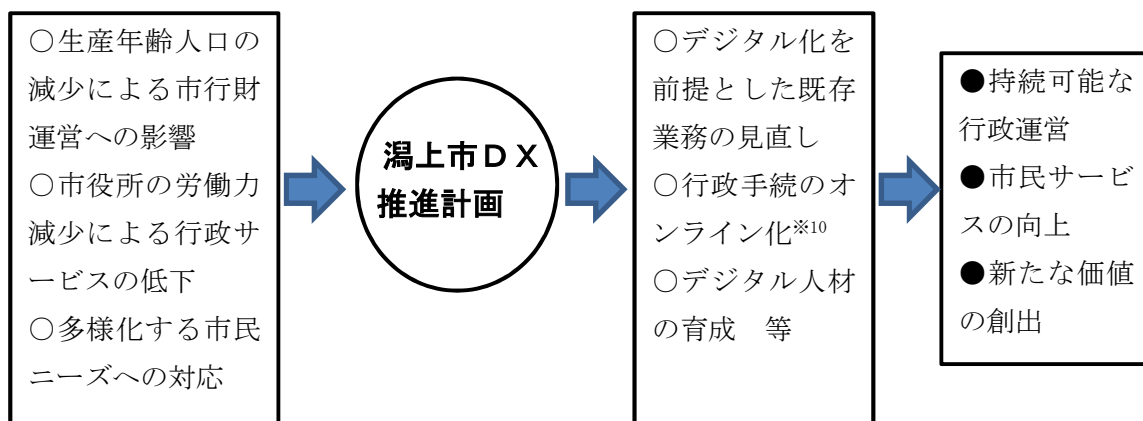
一方で、潟上市人口ビジョン（令和3年2月改訂）によれば、様々なサービスを担う生産年齢人口比率が2045年には46.5パーセントまで低下することが推計されています。生産年齢人口の減少が、市の行政運営にも大きな影響を与えていく中で、将来にわたり、安定した市民サービスを維持するとともに、多様化するニーズにも対応していくためには、行政のあらゆる分野においてデジタル化を推進し、行政手続の簡素化や行政事務の効率化など、これまでの業務の抜本的な見直しを行っていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、人との接触を回避するための行動や働き方が求められるようになり、テレワーク^{*7}、Web会議^{*8}、学校におけるオンライン授業、キャッシュレス決済^{*9}など、様々な社会経済活動においてデジタル技術を活用することが不可欠になっています。

このような背景、そして国や県のデジタル化に対する方針なども踏まえながら、デジタル技術の戦略的活用による本市の持続的な発展を目指すものとして「潟上市DX推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(2) デジタルトランスフォーメーション（DX）とは

デジタルトランスフォーメーション（DX）とは、デジタル技術の浸透が人々の生活をより良いものへ変化させることです。本市におけるDXは、紙等のアナログ情報や業務のプロセスをデジタル化することで、大幅な業務の効率化を実現させ、人口減少社会にあっても安定的なサービスを提供するとともに、多様化する市民のニーズに応え、市民生活の利便性向上や地域課題の解決を目指すものとします。



2. 国の施策等の動向

(1) デジタル社会の実現に向けた重点計画

平成 13 年 1 月に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成 12 年法律第 144 号）が施行、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において「e-JAPAN 戦略」が決定され、これまで時代の変化に合わせながら同法の改定や同法に基づく重点計画が策定されてきました。

また、平成 28 年 12 月には、「官民データ活用推進基本法」（平成 28 年法律第 103 号）が制定され、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定されました。この計画では、国民が安全で安心して暮らし、豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる「デジタル社会」の実現に向けた政府全体のデジタル政策が取りまとめられています。

その後、新型コロナウイルス感染症が流行したことなどにより、デジタル社会の実現に向けた行政のデジタル化に関する動きがより加速することになりました。令和 2 年 12 月には、これからのデジタル社会の目指すビジョンとデジタル社会を形成するための基本原則を示した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、この基本方針の中で、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

そして、令和 3 年 9 月には「デジタル社会形成基本法」（令和 3 年法律第 35 号）が施行され、これを受けて「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」へと改定されました。さらに令和 3 年 12 月にはデジタル庁の発足に伴い、再度改定が行われ、デジタル社会の実現に向けて政府が迅速かつ重点的に実施すべき取組が示されました。

(2) デジタル・ガバメント実行計画

「官民データ活用推進基本法」の成立に伴い、平成 29 年 5 月に「デジタル・ガバメント推進方針」が示されました。この方針では、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされており、その方向性を具体化し実行するため、平成 30 年 1 月には「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されました。

この計画では B P R^{※11} や行政手続オンライン化の徹底、添付書類の撤廃に向けた取組、ワンストップサービスの推進などにより、利用者中心の行政サービス改革を実行していくことが示されています。計画は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」のビジョンや「官民データ活用推進基本計画」の考え方の下、行政のデジタル化の取組を加速するとともに、計画的かつ実効的に進めていくことを目的として、令和 2 年に続き、令和 3 年も改定されましたが、令和 3 年 12 月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が内容を包含する形で改定されたことに伴い、廃止されています。

(3) デジタル手続法

デジタル・ガバメントの推進にあたり、令和元年 12 月には、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル手続法。平成 14 年法律第 151 号）が改正されました。ここでは、デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、個々の手続やサービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」、一度提出した情報は、二度と提出することを不要とする「ワンスオンリー」、民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」といった行政のデジタル化に関する基本原則や行政手続のオンライン化のために必要な事項が定められています。

(4) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」で示されたビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいという観点から、令和2年12月に「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定され、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容が具体化されるとともに、国の支援策等が取りまとめられました。

自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。

●自治体に取り組むべき事項

【重点取組事項】

- 1 自治体の情報システムの標準化・共通化
- 2 マイナンバーカードの普及促進
- 3 自治体の行政手続のオンライン化
- 4 自治体のAI・RPAの利用推進
- 5 テレワークの推進
- 6 セキュリティ対策の徹底

【自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- 1 デジタル田園都市国家構想^{※12}の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- 2 デジタルデバイド^{※13}対策
- 3 デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

【各団体において必要に応じ実施を検討する取組】

- 1 BPRの取組の徹底
- 2 オープンデータ^{※14}の推進・官民データ活用の推進

(5) デジタル改革関連法

デジタル社会の実現に向け、令和3年5月に以下の6つのデジタル改革関連法が成立し、公布されました。

- デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）
- デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）
- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）
- 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

これらの法律のうち、特に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」は、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な20業務を処理するシステムについて、国が策定した基準を満たすシステムの利用を義務付けるものであり、各自治体は令和7年度末までにシステムの移行を完了させることとされています。

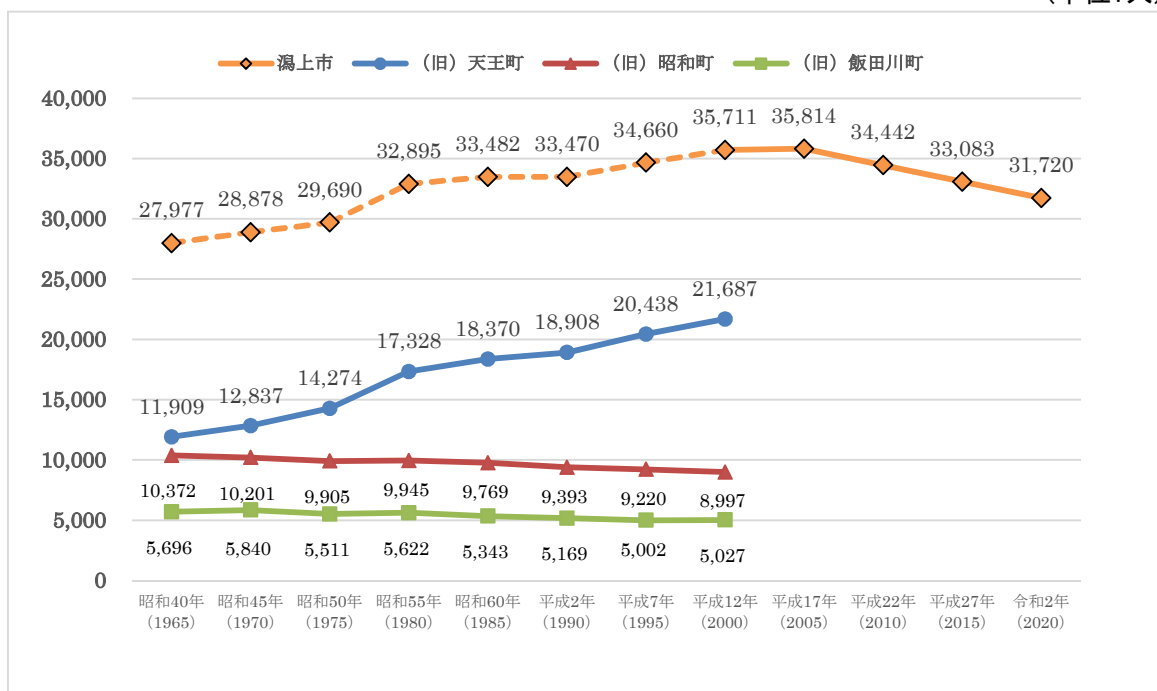
また、令和3年9月には、自らがデジタル社会の形成に関する司令塔として行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上させるために内閣総理大臣を長とするデジタル庁が設置されました。

3. 本市の現状と課題

(1) 人口減少と少子高齢化

本市における国勢調査による総人口の推移をみると、昭和 40（1965）年の調査以降、地域的（旧町）な傾向の違いはあるものの、人口は増加を続けていましたが、平成 17 年（2005）年調査の総人口 35,814 人をピークに減少に転じています。

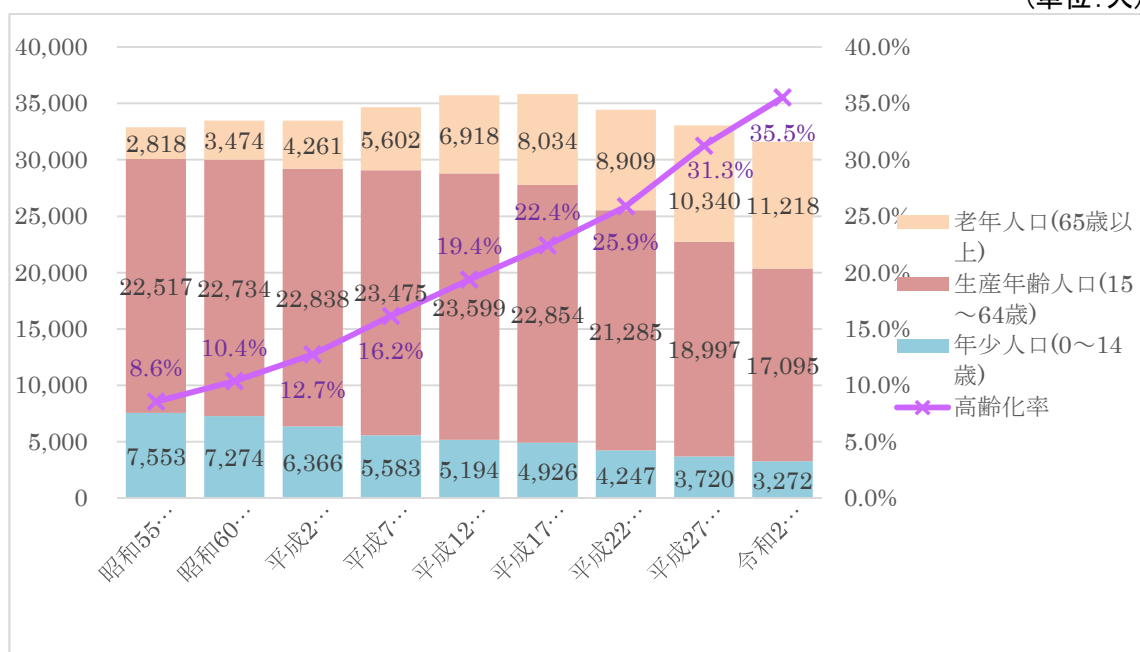
(単位:人)



資料：国勢調査

国勢調査による年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）は昭和55（1980）年以降減少を続けています。生産年齢人口（15～64歳）をみると、戦後以降増加が続いていましたが、平成12（2000）年の23,599人をピークに減少に転じています。老年人口（65歳以上）は生産年齢人口が順次老年期に入っていること、また、平均余命が伸びたことから増加し続けており、平成7（1995）年には老年人口が5,602人となり年少人口の5,583人を上回りました。高齢化率については、一貫して上昇傾向にあり、令和2（2020）年には35.5パーセントと全国平均の28.8パーセントを上回っており、超高齢化社会へと突入しています。

(単位:人)



(単位:人)

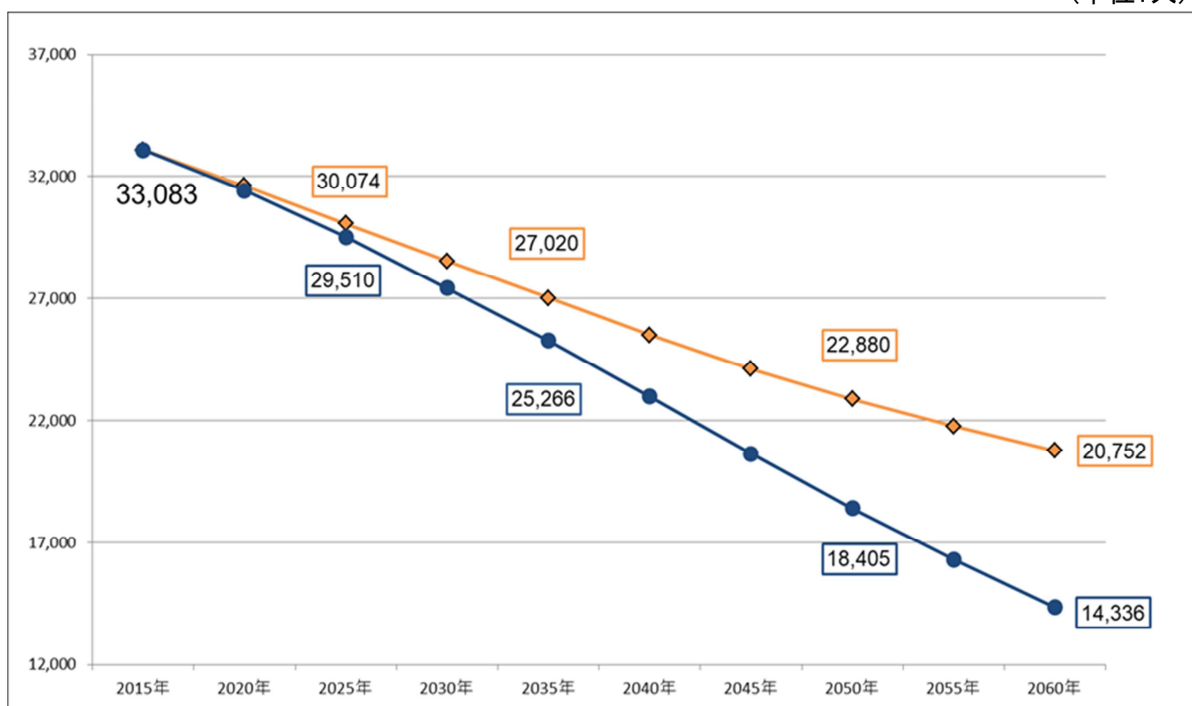
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口	7,553	7,274	6,366	5,583	5,194	4,926	4,247	3,720	3,272
生産年齢人口	22,517	22,734	22,838	23,475	23,599	22,854	21,285	18,997	17,095
老年人口	2,818	3,474	4,261	5,602	6,918	8,034	8,909	10,340	11,218
高齢化率	8.6%	10.4%	12.7%	16.2%	19.4%	22.4%	25.9%	31.3%	35.5%

資料：国勢調査

今後の人口の見通しについては、「潟上市人口ビジョン改訂版」で、本市における人口の現状・課題や地域に与える影響などを分析し、将来人口の推計を行っています。これによると、本計画期間中も本市の人口は減少傾向で推移します。人口減少につれて、少子高齢化と生産年齢人口の減少も更に進むことになります。

人口減少・少子高齢化が進めば、医療・福祉サービス等の需要が増すとともに、それを支えるスキルを持った人材の確保も必要になります。労働力の減少による限られた人的資源をいかに効果的・効率的に活用し、市民サービスの質を維持していくのが大きな課題となっています。

(単位:人)



資料：潟上市人口ビジョン改訂版

このような状況の中、将来にわたり持続的な行政運営、市民サービスを維持していくためには、減少する生産年齢人口による労働力を補い、限りある経営資源を効率的に活用していかなければなりません。行政の各分野において、ICTやAIなどのデジタル技術を活用し、行政手続の簡素化や行政事務の効率化を進め、既存の業務を大きく改革していくことが求められています。

(2) 本市におけるデジタル化の状況と社会の変化

本市では、これまで、デジタル化推進に係る取組として、各種届出や申込み等に係る電子申請、市税に係る申告（eLTAX）、公共施設の利用に係るオンライン予約システム等を導入し、市民サービスの向上を図っています。市役所内においても、文書管理システム、財務会計システム、基幹システムの最適化、職員間の連絡用チャットツールの導入、オンライン会議の導入などデジタル化の推進に取り組んできたところです。

しかし、近年の5G^{*15}、AI、RPAといった急速なデジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症の流行などにより、大都市への人やモノの集中が見直されつつあり、テレワークや各種手続のオンライン化などの新しい生活様式が広がり始めています。これまでの社会のあり方や人々の価値観に大きな変化が生じている今、本市においても手続の簡略化やオンライン化など、更なるデジタル化の推進に努め、市民の利便性向上を図る必要があります。

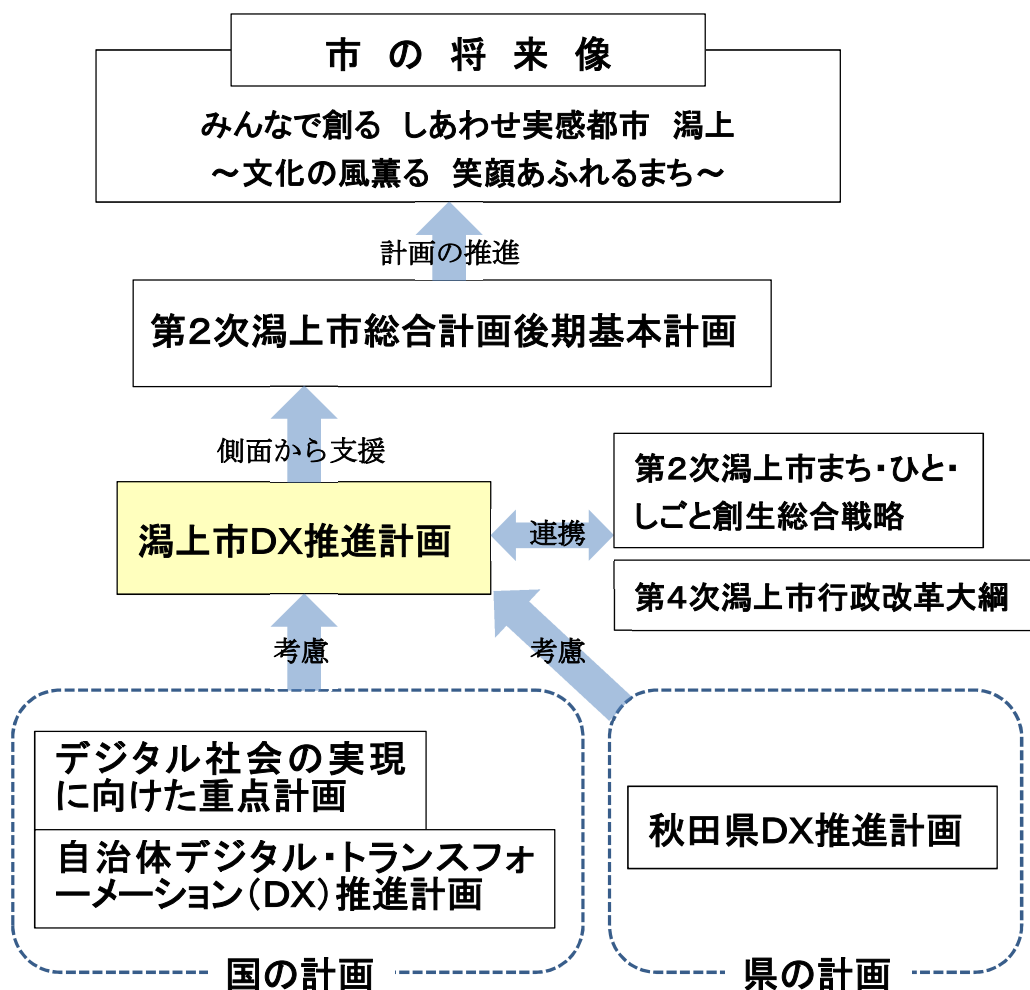
4. 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、「第2次潟上市総合計画後期基本計画」に基づき、市の将来像「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上 ～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～」の実現をDX推進という側面から支えるものと位置付け、総合計画における重点テーマである「第2次潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や様々な業務改革の取組を盛り込んだ「第4次潟上市行政改革大綱」と連携するものとします。

また、国において策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」、秋田県において策定した「秋田県DX推進計画」を参考としながら、本市の特徴や実状を踏まえた今後のデジタル化への取組について示すものとします。

なお、本計画は、「官民データ活用推進基本法」に規定されている「市町村官民データ活用推進計画」に位置付けるものとします。



(2) 計画期間及び見直し

本計画は、国や県の当該計画期間の完了時期を踏まえ、令和5年度から令和7年度までの3年間を対象期間とします。なお、取組予定としているものは現時点におけるものであり、デジタル庁が計画している業務の標準化や手続きのオンライン化などを含めた国のデジタル施策の動向、デジタル技術そのものの進展、国内外の社会情勢及び市民ニーズの変化等を考慮し、必要に応じて計画を見直すものとします。

5. 計画推進のための基本方針

本市のデジタル化を推進するにあたっては、次の3つを基本方針とし、それぞれの基本方針について目指すべき姿を定めながら進めていくこととします。

基本方針1 DX推進による持続可能な行政運営

基本方針2 DX推進による市民サービスの向上

基本方針3 DX推進による新たな価値の創出

(1) DX推進による持続可能な行政運営

これまでの業務のあり方をデジタル化を前提に抜本的な見直しを図り、効果的・効率的で将来にわたり持続可能な行政運営を目指します。推進にあたっては、これまでの業務のあり方や手順の見直し、精査を行い、AIやRPAなどのICT活用を検討します。

また、オンライン会議の積極的な活用、テレワーク導入の検討のほか、各種会議や打合せ等において持ち運び可能なノートPCやタブレットの使用に努めることでペーパーレス化を進めます。ペーパーレス化は、業務の簡素化、処理精度の向上、紙を廃止することで蓄積するデジタルデータの連携や活用による更なる業務効率化につながるものです。

さらに、国の「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画」において取組事項とされている「自治体の情報システムの標準化・共通化」は、基幹系20業務について国が定めた標準仕様に準拠したシステムへの移行が必要とされています。業務システムの整備においては、対象となる業務システム以外のシステムへの影響を十分に考慮し、計画的かつ横断的にシステム導入に向けて取り組んでいきます。

セキュリティ対策については、市民の個人情報や企業の経営情報等の重要な情報の漏えいを防ぐため、急速なデジタル化技術の進歩に合わせた適切なセキュリティポリシーに随時見直しながら、情報を守る取組を継続して行います。

【主な取組】

- 庁内業務のデジタル化（ペーパーレス化）
- AI・RPAの利用推進
- オンライン会議の積極的活用
- テレワーク導入の検討
- システムの標準化・共通化
- セキュリティ対策
- BPRの取組の推進 等

(2) DX推進による市民サービスの向上

人口減少に伴い、労働人口が減少していく中で、人々の暮らしや働き方はますます多様化しています。そのような中で、休日や夜間でも必要な行政手続が自由にできることが、市民、特に若い世代に求められています。

このようなニーズに対応するため、これまでの行政の課題でもある対面及び書面による行政手続からの脱却を目指し、オンライン化とデジタル化を推進します。来庁が必要な手続については可能な限り簡素化を図り、また、来庁が必ずしも必要でない手続については、非接触、非対面を前提とした見直しについて検討します。

同時に、マイナンバーカードの普及や活用を進め、行政手続における電子申請の充実、コンビニ交付サービスの導入など、いつでも、どこでも、簡単に手続ができるよう市民目線のDXを推進し、「行かなくてもよいデジタル市役所」を目指します。

【主な取組】

- 各種行政手続のオンライン化
- コンビニ交付、コンビニ収納サービス等の導入
- キャッシュレス決済サービスの導入
- 書かない窓口の導入
- マイナンバーカードの普及促進
- オンライン相談の実施
- 学校関係業務のデジタル化 等

(3) DX推進による新たな価値の創出

統計やビッグデータなどのオープンデータの活用を進めるとともに、市が保有するデータをオープン化し、市民、民間事業者、団体等の積極的な活用を促し、官民が連携する機会の創出に努め、地域課題の解決や地域経済の活性化につなげます。

また、市内事業者等が業務の効率化やデジタル技術を積極的に活用できるよう、必要に応じて支援する体制の構築を目指します。

デジタル技術等を活用できる人材の育成も重要です。市民の利便性向上や業務の効率化につなげるため、職員研修等を積極的に実施し、職員一人ひとりのITリテラシーの向上を図ります。

デジタルデバイド対策については、情報弱者となりやすい高齢者、障がい者、外国人等に対して、誰もが同じように必要な情報を入手し、活用できるような支援やサービスの提供を検討していきます。

市民への積極的な情報発信ツールとして市ホームページのほか、市公式SNS（LINE、Twitter、YouTube）等を最大限活用し、情報発信を充実していきます。

【主な取組】

- オープンデータの推進
- 市内事業者等へのデジタル技術活用支援の検討
- 職員研修の充実
- デジタルデバイド対策
- 情報発信の充実 等

6. 個別の取組事項

(1) DX推進による持続可能な行政運営

○庁内業務のデジタル化（ペーパーレス化）

取組名	①職員管理業務のデジタル化		
これまでの課題	職員が総務課に提出する各種届出書類が紙ベースであるため、事務が繁雑、非効率となっている。		
取組の概要	職員が提出する各種届出書類をデジタル化する。管理業務の効率化とペーパーレス化の推進につながる。また、職員にとって身近な届出関係の書類を電子化することで、職員のデジタル化に対する心理的敷居を下げる効果も期待できる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	・紙及び簿冊等の数量		
主な担当課	総務課		

取組名	②文書管理システムの更改		
これまでの課題	文書処理事務についてほぼ全てが紙ベースとなっているため、事務が繁雑、非効率となっている。		
取組の概要	文書の收受、起案、決裁等を契約業務も含め、全て電子化し、文書処理に係る業務を完全なペーパーレスへ移行する。全ての部署での日常業務に係るデジタル化であるため、全庁的に大きな効果が期待できる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	導入及び運用計画の策定	業者選定 R7当初予算要求	システム導入
主な評価指標	・紙及び簿冊等の数量		
主な担当課	総務課		

取組名	③消防団等管理の見直し		
これまでの課題	消防団及び消防団員情報について、エクセルと個別システムで管理しているが事務効率面とセキュリティ面に課題がある。		
取組の概要	消防団及び消防団員情報について、エクセルと個別システムによる管理からクラウド ^{*16} サービスによる管理に移行することで、セキュリティの向上と事務の効率化が図られる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	消防団との調整 R6当初予算要求	システム導入 運用開始	継続実施
主な評価指標	・紙及び簿冊等の数量		
主な担当課	総務課		

取組名	④財務会計システムの更改		
これまでの課題	財務会計システムによる予算・決算業務について、添付資料等が膨大な紙資料となっているため、事務が繁雑、非効率となっている。		
取組の概要	紙ベースの添付資料について電子化を図り、事務の効率化とペーパーレス化を進める。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	R6当初予算要求	システム導入 運用開始	継続実施
主な評価指標	・紙及び簿冊等の数量		
主な担当課	財政課、会計課		

取組名	⑤予算書・決算書のデジタル化		
これまでの課題	予算書・決算書について、印刷製本のうえ議会や庁内に配布しているが、業務時間や印刷製本費などの負担が大きい。		
取組の概要	印刷製本を廃止し、データのみでの配布とすることで業務時間の削減及び印刷製本費の削減、ペーパーレス化を推進することができる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	一部実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費 ・紙及び簿冊等の数量 		
主な担当課	財政課、会計課		

取組名	⑥税務関係事務のデジタル化		
これまでの課題	※順次実施中		
取組の概要	給与・年金支払報告書、確定申告書等を電子送信することで業務の効率化やペーパーレス化に資する。また、確定申告書の電子送信については、従来の紙ベースの事務と比較して、処理日数が短くなり、還付等の処理も早くなることから申告者にとっても有益である。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の電子送信割合 		
主な担当課	税務課		

取組名	⑦預貯金・生命保険等取引調査業務の電子化		
これまでの課題	※令和4年度より一部実施済		
取組の概要	税、各種料金等の徴収、生活保護決定、介護保険の負担額算定等に必要の預貯金・生命保険等の調査に際し、業務電子化サービス（ピピットリンク）を導入することにより、事務の効率化やペーパーレス化、決定までの時間短縮によるサービス向上が図られる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・調査費用（手数料等） ・申請から14日以内の決定件数 		
主な担当課	税務課、社会福祉課、健康長寿課、子育て応援課、上下水道課		

取組名	⑧予防接種業務のデジタル化		
これまでの課題	予防接種業務に係る書類（予診票や接種記録）を紙で作成していることにより事務が煩雑、非効率になっている。		
取組の概要	予診票と接種記録をデジタル化することで、対象者（保護者）・医療機関・市の負担を減らすことができ、事務の効率化と経費削減、ペーパーレス化が図られる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	調査	R7当初予算要求	システム導入 運用開始
主な評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・紙及び簿冊等の数量 ・システム導入率（保護者、医療機関） 		
主な担当課	健康長寿課、子育て応援課		

取組名	⑨スマートメーターの導入		
これまでの課題	水道使用量について、個別に検針を行っているため、事務の複雑化、非効率化につながっている。		
取組の概要	スマートメーター（遠隔検針メーター）を導入することにより事務量の削減、効率化が図られるほか、漏水の早期発見にも寄与するが、設置費・通信費によるコスト増が見込まれるため、導入の可否、時期について慎重に検討していく。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	調査・検討	調査・検討	調査・検討
主な評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・導入率 ・有収率 		
主な担当課	上下水道課		

取組名	⑩投票所受付事務のデジタル化		
これまでの課題	投票日当日の選挙人受付業務について、紙の選挙人名簿による照合を行っているが、選挙人名簿作成や当日の名簿対照への事務や経費の負担が大きい。		
取組の概要	投票日当日の選挙人受付業務を期日前投票事務と同様のシステムを使用した照合に変更する。受付業務の電子化により人件費等各種経費の削減とペーパーレス化が図られる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	調査	検討	検討
主な評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・紙及び簿冊等の数量 ・削減した人員 等 		
主な担当課	選挙管理委員会事務局		

取組名	⑪監査・審査に係る各種資料のデジタル化		
これまでの課題	監査及び審査時の資料等について、全て紙で印刷したものを使用しているが、事務や経費の負担が大きい。		
取組の概要	これまで監査及び審査時に使用していた資料を全てタブレット端末等で閲覧・確認できるようにすることで、事務の効率化と経費削減、ペーパーレス化が図られる。あわせて、庁内向けの実施通知や報告もメールによる通知に切り替える。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	一部実施	実施	継続実施
主な評価指標	・紙及び簿冊等の数量		
主な担当課	監査委員事務局		

取組名	⑫議会関係事務のデジタル化		
これまでの課題	議会に配布する資料等について、紙で印刷したものを使用しているが、事務や経費の負担が大きい。		
取組の概要	これまで議会に対し配布していた資料を全てタブレット端末等で閲覧・確認できるようにすることで、事務の効率化と経費削減、ペーパーレス化が図られる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	調査・検討	調査・検討	調査・検討
主な評価指標	※検討結果を踏まえて今後設定する。		
主な担当課	議会事務局		

○A I ・ R P A の利用推進

取組名	①B P R を踏まえたA I ・ R P A 導入の検討		
これまでの課題	近年、地方分権の推進や住民ニーズの多様化等により、全庁的に業務量が増大しているため、業務の非効率化、職員の負担増につながっている。		
取組の概要	B P R を推進していく中で、業務量を可視化し、必ずしも職員が行う必要がない業務について、A I やR P A の導入を検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	調査・検討	調査・検討	調査・検討
主な評価指標	・業務時間		
主な担当課	関係各課		

取組名	②A I による議事録作成支援		
これまでの課題	※令和4年度より実施済		
取組の概要	会議の音声データをA I が認識し、自動的にテキストデータを作成するシステムの導入により事務の効率化が図られる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	・業務時間		
主な担当課	総務課		

○オンライン会議の積極的活用

取組名	①オンライン会議に係る環境整備		
これまでの課題	※令和3年度より実施済		
取組の概要	オンラインによる会議参加、会議の実施を推進することで、移動時間等の削減や業務の効率化、ペーパーレス化に資する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	・オンライン会議用PCの貸出件数		
主な担当課	総務課		

○テレワーク導入の検討

取組名	①テレワーク導入の検討		
これまでの課題	個人情報取扱い、電子決済システムの未導入等解決すべき課題が多くテレワークの実施には至っていない。		
取組の概要	テレワークは、業務の効率化と働き方改革につながる取組であるため、セキュリティ対策や庁内業務のデジタル化と連携しながらその導入について検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	調査・検討	調査・検討	調査・検討
主な評価指標	※調査、検討結果を踏まえて今後設定する。		
主な担当課	総務課		

○システムの標準化・共通化

取組名	①自治体システムの標準化・共通化		
これまでの課題	※順次実施中		
取組の概要	<p>自治体の主要事務として国が標準化の対象として定める基幹系 20 事務について、標準化・共通化を図る。</p> <p>標準化・共通化にあたっては国が整備・運用する「Gov-Cloud」の活用も検討する。</p> <p>【基幹系 20 事務】</p> <p>○児童手当○子ども・子育て支援○住民基本台帳○戸籍の附票 ○印鑑登録○選挙人名簿管理○固定資産税○個人住民税○法人住民税○軽自動車税○戸籍○就学○健康管理○児童扶養手当○生活保護○障害者福祉○介護保険○国民健康保険○後期高齢者医療○国民年金</p>		
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	継続実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	・標準化・共通化が図られた基幹業務数		
主な担当課	総務課		

○セキュリティ対策の見直し

取組名	①セキュリティ対策の再構築		
これまでの課題	<p>新たなセキュリティシステムの利用（クラウドサービスの共同利用）などにより、技術的・物理的なセキュリティレベルは向上したものの、「組織」「モラル」「教育」など人的なセキュリティの面で課題がある。</p>		
取組の概要	<p>技術的・物理的なセキュリティレベルを維持しつつ、人的なセキュリティレベルの向上が図られるよう新たな対策について検討し、継続的に実施する。</p>		
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	調査・検討・実施 R 6 当初予算要求	継続実施	継続実施
主な評価指標	<p>・セキュリティ研修等の受講者数</p> <p>・情報漏洩件数</p>		
主な担当課	総務課		

○B P Rの取組の推進

取組名	①B P Rの推進		
これまでの課題	既存の各業務の工程や処理時間等が見える化されていないため、プロセスの見直しや新たなデジタル技術導入による業務の効率化が困難。		
取組の概要	各業務の実状に合わせた業務の効率化を図るため、既存の業務プロセスについて、その工程や処理時間を可視化した上で、不要なプロセスや書類の省略、将来的なA I・R P A等I C Tの活用を前提にしたB P Rを進める。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	調査・研究 R 6当初予算要求	実施	継続実施
主な評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・削減した業務時間 ・A IやR P Aの導入数 		
主な担当課	企画政策課		

(2) DX推進による市民サービスの向上

○各種手続のオンライン化

取組名	①各種手続のオンライン化（子育て関係）		
これまでの課題	※令和4年度より実施済		
取組の概要	国が定める「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち「特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続」とされる31手続中子育て関係15手続についてマイナポータルを活用したオンライン化を進める。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	・電子申請による手続件数の割合		
主な担当課	総務課、子育て応援課		

取組名	②各種手続のオンライン化（介護関係）		
これまでの課題	これまでの紙中心の事務では、事務処理が煩雑、非効率であり、また、処理完了までに時間を要するなど市民の利便性の面でも課題がある。		
取組の概要	国が定める「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち「特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続」とされる31手続中介護関係11手続について、国の動向等を注視しながら、マイナポータルを活用したオンライン化を検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	調査・検討	R7当初予算要求	運用開始
主な評価指標	・電子申請による手続件数の割合		
主な担当課	総務課、健康長寿課		

取組名	③各種手続のオンライン化（被災者支援関係）		
これまでの課題	罹災証明書の発行について、これまでは、有事の際に市民が直接来庁の上で申請・発行手続という流れになっており、市民の利便性の面で課題がある。		
取組の概要	国が定める「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち「特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続」とされる 31 手続中被災者支援関係手続（罹災証明の発行申請）について、マイナポータルを活用したオンライン化を検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	R7当初予算要求	運用開始
主な評価指標	・電子申請による手続件数の割合		
主な担当課	総務課		

取組名	④各種手続のオンライン化（その他の手続）		
これまでの課題	※令和3年度より一部実施済		
取組の概要	前述の「特に国民の利便性向上に資するオンライン化対象手続」以外の行政手続については、導入効果の高い行政手続及び本人確認手法や添付書類等の検討が完了した手続から順次電子申請サービス（LoGo フォーム等既存の汎用的電子申請サービスも含む）を導入する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	・電子申請による手続件数の割合		
主な担当課	関係各課		

取組名	⑤市税等 Web 口座振替受付サービスの導入		
これまでの課題	市税等の納付について、口座振替を推奨しているが、各金融機関の窓口で直接申込書（依頼書）を提出しなければならず、また、申込みから受付まで1箇月程度時間を要するなど、市民の利便性の面で課題がある。		
取組の概要	Web 口座振替受付サービスの場合、インターネット経由で申込みが可能であり、申込みから受付までの期間を最長でも4営業日と大幅に短縮できる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	運用開始	継続実施	継続実施
主な評価指標	・Web 口座振替受付による申込み件数		
主な担当課	税務課、健康長寿課、子育て応援課、都市建設課、上下水道課		

○コンビニ交付、コンビニ収納サービス等の導入

取組名	①コンビニ交付サービスの導入		
これまでの課題	※令和4年度より一部実施済		
取組の概要	各種証明書のコンビニ交付サービスを導入し、市民の利便性の向上と申請書等のペーパーレス化を図る。 税関係証明（一部除く）についても、準備が整い次第、順次実施していく。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	・コンビニ交付件数		
主な担当課	市民課、税務課		

取組名	②コンビニ収納サービス等の導入		
これまでの課題	※平成30年度より一部実施済		
取組の概要	市税や各種使用料等の納付について、コンビニ収納サービスを導入することで、いつでも納付が可能となり市民、特に現役世代の利便性の向上に寄与する。あわせて、スマートフォンからの読み取りによる電子マネーやクレジット決済への対応も検討する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	・コンビニ収納件数、キャッシュレス決済件数		
主な担当課	税務課、子育て応援課、上下水道課 等		

○キャッシュレス決済サービスの導入

取組名	①キャッシュレス決済サービスの導入		
これまでの課題	市役所窓口等における証明書交付手数料や市税等の納付等について、現金納付のみの対応であるため、市民の利便性の面で課題があるとともに、業務が煩雑になっている。		
取組の概要	手数料や市税等の納付について、現金のみならずクレジットカードや電子マネー、二次元コード読み取りに対応することで、市民の利便性向上に寄与するとともに、処理のデジタル化により業務の効率化にもつながる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	調査・検討	調査・検討	調査・検討
主な評価指標	・キャッシュレス決済件数		
主な担当課	税務課、市民課、会計課、地域づくり課 等		

○書かない窓口の導入

取組名	①書かない窓口の導入		
これまでの課題	転入、転出、出生等の各種手続について、窓口来庁時に関係書類を記載してもらう必要があるが、手書きによる来庁者の負担が大きいことに加え、届出書の処理にも時間を要するため、窓口混雑の要因となっている。		
取組の概要	事前申請や申請書の作成支援、異動受付の支援に係るシステム導入を検討する。来庁者の手書き負担の軽減、事務処理の効率化、待ち時間の減少につながる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	調査・検討	調査・検討	調査・検討
主な評価指標	・来庁者1人あたりにかかる時間 ・削減した業務時間		
主な担当課	市民課 等		

○マイナンバーカードの普及促進

取組名	①マイナンバーカードの取得促進		
これまでの課題	※令和2年9月（国によるマイナポイント事業の開始）より実施済		
取組の概要	行政手続のオンライン化等の取組の基礎となるマイナンバーカードの取得率向上のため、申請手続のサポートや交付体制を充実させ、取得しやすい環境づくりに努める。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・取得件数 ・取得率 		
主な担当課	市民課		

○オンライン相談の実施

取組名	①母子手帳アプリを活用したオンライン相談事業		
これまでの課題	妊産婦相談や育児相談等について、新型コロナウイルス感染症等の影響や、個々の事情等により訪問や面談が困難な場合がある。また、訪問等による職員の事務負担も大きい。		
取組の概要	母子手帳アプリに相談機能を追加し、オンライン相談事業を実施する。相談方法が増えることにより対象者の利便性向上に資するとともに、訪問件数の減少や相談記録等のデジタル化など職員の負担軽減にもつながる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	運用開始	継続実施	継続実施
主な評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリ登録者数 ・オンライン相談利用率 		
主な担当課	子育て応援課		

○学校関係業務のデジタル化

取組名	①市立小・中学校ホームページの更改		
これまでの課題	各学校のホームページにおいて、フォーマットが異なるものが設置されているため、更新作業が難しく、スムーズな情報発信に支障を来している。		
取組の概要	フォーマット ^{※17} を統一することで更新が容易となり、スムーズに情報を発信することが可能となる。また、アクセシビリティ ^{※18} が向上することにより保護者や地域住民に対して学校関係情報が届きやすくなるなどサービスの向上が見込まれるほか、学校報等をウェブで提供することによりペーパーレス化にもつながる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	システム導入 職員研修	運用開始	継続実施
主な評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス件数 ・紙の使用数量 		
主な担当課	教育総務課		

(3) DX推進による新たな価値の創造

○オープンデータの推進

取組名	①オープンデータの拡充		
これまでの課題	近年、民間事業者による公共施設情報や統計情報等の活用により防災や防犯、地域課題の解決等に関する新たなサービスが生まれるなど、データ利活用の重要性が急速に拡大する中で、市にとっては、メリットが分かりづらいことや人的リソース、情報の組み合わせによる個人情報漏えいのリスクなどが要因となり保有データのオープン化が進まないのが現状である。		
取組の概要	「官民データ活用推進法」「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等を踏まえ、保有データの原則オープン化を検討し、行政運営の透明化や地域課題の解決等につなげる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施	継続実施
主な評価指標	・オープンデータの二次利用件数		
主な担当課	総務課		

取組名	②マイタウンバス情報のオープンデータ化（GTF S-J P）		
これまでの課題	※令和4年度より実施済		
取組の概要	標準的なバス情報フォーマット（GTF S-J P）等のデータを作成しオープンデータ化する。各種検索サービスに情報提供を実施。バスの運行時間・運行ルートについて、市民や来訪者などに、分かりやすいバス運行情報や案内を提供。データを活用したデジタルサイネージによる案内表示も実施。 ※GTF S：General Transit Feed Specificationの略称。公共交通機関の時刻表や地理的情報を公開するために標準化されたデータ形式のこと。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	・マイタウンバスの利用者数		
主な担当課	地域づくり課		

○市内事業者等へのデジタル技術活用支援の検討

取組名	①スマート農業導入への支援		
これまでの課題	少子高齢化による労働力不足が進む中、農業の現場では人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、人手の確保、作業の効率化や省力化、作業負荷の軽減が大きな課題となっている。		
取組の概要	農業用ドローンや直進アシスト付きトラクターの導入費用、農業用ドローンのオペレーターとして必要な技能を取得するための学科教習及び操作実習教習の費用に対し、その一部を補助することにより、上記の課題解決を支援する。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	・補助件数		
主な担当課	農林水産振興課		

○職員研修の充実

取組名	①デジタル技術活用のための人材育成		
これまでの課題	職員のデジタル技術等の活用に関する知識や経験が不足しているため、各業務へのデジタル技術等の活用が進んでいない。		
取組の概要	職員研修等により、AIやRPAなどのデジタル技術や様々なデータの活用等ができる人材を育成することで、業務の効率化や市民の利便性向上につなげる。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	・デジタル技術活用等に関する研修等に参加した職員数		
主な担当課	総務課		

○デジタルデバイド対策

取組名	①業務のデジタル化に係る利用者への支援		
これまでの課題	今後、各業務においてデジタル化が進んだ際に、サービスの利用に不安を感じる市民がいることが想定される。		
取組の概要	各業務においてデジタル化を伴う新たなサービスを開始する際には、サービスの利用方法等について、十分な周知及び支援を行う。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	実施	実施	実施
主な評価指標	・デジタル化に係る市民アンケート結果等		
主な担当課	関係各課		

取組名	②高齢者等に対するデジタル活用支援		
これまでの課題	社会全体のデジタル化が進む中で、様々な要因からサービス利用の機会や活用のための能力に格差が生じている。		
取組の概要	市民がデジタルに慣れ親しみ、より身近に感じることができるよう、スマートフォンの操作講習などの様々な機会の提供に努める。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	検討	実施	継続実施
主な評価指標	・取組に対する市民アンケート結果等		
主な担当課	企画政策課		

○情報発信の充実

取組名	① SNS等を活用した情報発信の充実		
これまでの課題	※令和2年度より実施済		
取組の概要	事業やイベント等の行政情報、災害等に係る防災情報等様々な情報発信について、市ホームページだけでなく、市公式SNS（LINE、Twitter、YouTube）等を活用し、充実を図る。		
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	継続実施	継続実施	継続実施
主な評価指標	・各媒体の閲覧者数、登録者数（フォロワー数）		
主な担当課	企画政策課		

用語集

No	用語	解説
1	I C T	Information and Communication Technology の略。 情報や通信に関する技術の総称。
2	S N S	Social Networking Service の略。 人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型 会員制サービスを指す。代表的な例として、Facebook、 Twitter、LINE 等がある。
3	I o E	Internet of Everything (あらゆる物事のインターネット) の略。 モノやヒト、サービスも含めた全てがインターネットを通 じて接続され、それぞれが情報交換しながら相互に制御す る仕組み。
4	A I	Artificial Intelligence の略。 人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータが模倣し たソフトウェアやシステムに関する技術。
5	R P A	Robotic Process Automation の略。 パソコンを使用して行う入力、集計といった定型業務を自 動化できるソフトウェア。
6	ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ 間の関係性等を分析することで新たな価値を生み出す可能 性があるデータ群。
7	テレワーク	I C Tを活用した時間や場所にとらわれない働き方。
8	W e b 会議	パソコンやスマートフォン、タブレット等を使って行われ る会議のこと。
9	キャッシュレス決済	現金を使わず、クレジットカードや電子マネー、QR コー ド等を利用して決済する方法。
10	行政手続のオンライ ン化	インターネットを利用して、申請や届出などの行政手続を いつでも、どこからでも実現できるようにすること。
11	B P R	Business Process Re-engineering の略。 既存の業務プロセスを詳細に調査・分解し、サービスの質 の向上や人的リソースの活用等の面からどのような問題点 があるかを分析して、業務プロセスそのものの再構築を図 ること。
12	デジタル田園都市国 家構想	デジタルの力で、地方の個性を活かしながら社会課題の解 決と魅力の向上を図り、「地方に都市の利便性を、都市に地

		方の豊かさを」を実現して、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すもの。
13	デジタルデバイド	I C Tを利用できる者とできない者との間に生じる格差。
14	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。
15	5 G	第5世代移動通信システムの略。 スマートフォンなどの通信に用いられる次世代通信規格のことで、高速大容量、高信頼低遅延、多数同時接続の特徴を持った通信。
16	クラウド	手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアをネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するもの。
17	フォーマット	形式・構成。何かを作る際のルール。
18	アクセシビリティ	利用者がサービスや機器を円滑に利用できること。